

# 地域のために 働きませんか



入浴やトイレ等は自分で出来るけど、  
料理や掃除がづらくなってきた…

そんな方々を  
サポートする仕事です

## 訪問型サービスA



介護ヘルパーの業務とは異なり、比較的介護度の軽度な方々  
(要支援1・2)の日常生活をサポートする仕事です。

### ○業務内容

利用者のご自宅を訪問し、自立した日常生活を行えるよう、  
主に料理、洗濯、掃除、買い物などをサポートします。

### ○必要な資格

茅ヶ崎市が主催する「担い手研修」, 「生活援助員  
研修」の修了者等

管理者・生活援助員として働きたい方は・・・

## 担い手研修

- ・令和4年10月9日(日) 9:30-17:00  
10日(祝月) 9:00-17:30
- ・茅ヶ崎市役所 本庁舎4F 会議室1-3
- ・受講料 無料
- ・16歳以上対象。定員30名程度。



### 管理者のしごと

- ・事業運営
- ・介護報酬の請求管理
- ・従業員のシフト管理
- ・個人情報の管理 etc...

生活援助員として働きたい方は・・・

## 生活援助員研修

- ・令和4年12月17日(土) 9:30-17:00  
18日(日) 9:30-12:00
- ・茅ヶ崎市役所 本庁舎4F 会議室4-5
- ・受講料 無料
- ・16歳以上対象。定員30名程度。



### 生活援助員のしごと

- ・料理、洗濯、掃除、買い物  
のお手伝い
- ・その他日常生活のサポート  
etc...

申込方法等は裏面をご覧ください。

茅ヶ崎市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、比較的介護度が軽度な方々（要支援1・2）を対象に「身体介護を含まない生活支援サービス（訪問型サービスA）」や「緩和された基準によるデイサービス（通所型サービスA）」を実施しています。

「生活援助員研修」の修了者は、ヘルパーなどの資格がなくても、「訪問型サービスA」に生活援助員として従事することができるようになります。

「担い手研修」の修了者は、「訪問型サービスA」及び「通所型サービスA」の従事者としてだけでなく、これらの事業所の管理者として従事することができるようになります。生活援助員としてだけでなく、事業所の運営にも携わることができます。

※なお、各研修の最終日には、実際に介護の現場で働く方々の声を聴く機会を設けます。

**提出期限：令和4年8月31日まで**

## 受講申込書

※受講を希望する研修にチェックを入れてください。

**担い手研修（定員30名程度）**

対象：訪問型サービスA及び通所型サービスA事業所の  
管理者・生活援助員として働きたい方（16歳以上）

日時：令和4年10月9日（日）9:30-17:00  
令和4年10月10日（祝月）9:00-17:30

**生活援助員研修（定員30名程度）**

対象：訪問型サービスA事業所で生活援助員として働きたい方（16歳以上）

日時：令和4年12月17日（土）9:30-17:00  
令和4年12月18日（日）9:30-12:00

※受講を申し込まれる方のお名前等をご記入ください。なお、本研修修了者には、修了証を交付しますので、正確に記入してください。

ふりがな	住所	〒 -			
名前	生年月日	年	月	日生	連絡先

【申込み・問い合わせ先】

一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

TEL 070-1261-7738 FAX 050-5837-1484 E-mail [info@chigasaki-kaigo.com](mailto:info@chigasaki-kaigo.com)



※ 必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、ご提出ください。申込み締め切り後に抽選のうえ（定員を超えた場合）、受講決定者に受講決定通知・受講に関する案内を後日お送りいたします。なお、本申込書は市及び当協議会HPからダウンロードできます。

～感染予防対策～

- ・発熱（37.5度以上もしくは、平熱より1度以上高い場合）や風邪症状など体調不良の場合は、参加をご遠慮ください。
- ・受講する際はマスクを着用し、手指の消毒をしてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等により開催中止となる場合があります。